(三) 村高と貢租

熊野三千石ということをわれわれはしばしば口にする。そこには近世的な生活がわれわれの血の中に幾分なりとも流れていることを知るのである。随つて農業に関しては特に近世の実態を把握することが重要な意味を持つている。たとえ、時代は明治維新や今次の敗戦をもつて画されたとしても。

農業の基礎はいうまでもなく土地である。この土地を調査することから政治は始められなくてはならない。この試みが信長のそれに次いで大閣検地に見られる。この時の棹は六尺三寸（徳川氏になり六尺）一歩は六尺平方、三十歩を一畝とし十進法の町、段、畝が定まつた。この検地では反別賦課が石高賦課に改められ、兵農分離が確立してきたのである。そして農民を土地に釘づけにしたのである。安芸の国の検地は天正十九年（一五九一）文禄四年（一五九五）慶長三、四年（一五九八、九）に毛利氏によつて行われているが関ヶ原役後、福島正則の入封とともに、慶長六年（一六〇一）領内検地を行つている。この検地は相当厳格で芸備でも約十万石の打出が見え、幸い熊野にも資料が残されている。（註1）しかしそれは一部分であり熊野村全体を集計することはむずかしい。次いで寛永十五年（一六三八）の浅野長晟の領内地詰（検地）が行われ、以後正徳、享保頃までに村毎に地詰が二、三回行われている。すなわち川角村では正保三年（一六四六）（註2）矢野村では貞享元年（一六八四）に行われている

安南郡河角村地詰之帖

正保三年（須山義夫氏蔵）

川角の区長持廻りで大切に保存されている内容は小谷、等級（中々田等）畝数、分米、耕作人（本百姓）の名が一筆毎に記されている。この地詰帖には等級に対する村としての一括した分米は記入してないが、古荒の多いことが指摘されている。

熊野村の検地で現在全貌を窺えるものは、延享三年丙寅（一七四六）四月、安芸郡熊野村地お婦里本帖（七冊）（註3）である。

検地は田畑宅地の境界を正し、反別を改め、土地の位をたゞし、斗代盛して分米を附し、これを集計して村高を決定する操作であるが、熊野村の場合（延享三年）は次のようである。

村高はどのようにして決定されたか

畝数弐百五拾弐町六反三歩、分米弐千五百五拾八石六斗五升、斗代壱石壱升弐合九勺弐才壱毛七弗余

内訳（斗代は斗を単位、十八、五は一石八斗五升）

田方 区分	斗代	畝数	分米	畠方 区分	斗代	畝数	分米
等級計	十一、一一九八余	二〇二町一四二一	二二四六、五八四	等級計	五、五六九九余	四七町七〇二七	二六二石七三三
上々田	十八、五	〇、四〇六	七、四三七	上畠	十一、〇	〇、三六一八	四、二〇六
上田	十七、六	六、七七九	一一九、二〇五	上中畠	十、四	一、三三三〇	一三、八四二
上中田	十六、六	一一、九三一五	一九八、一二一	上下畠	九、六	二、七二二七	二六、一九八
上下田	十五、六	二〇、七三二四	三二三、五一三	中畠	八、八	三、五七〇〇	三一、四一六
中上田	十四、六	一八、七八二四	二七四、三〇五	中中畠	八、〇	二、五五一二	二〇、四三二
中田	十三、六	一四、三八二七	一九五、六九〇	中下畠	七、二	三、八二一二	二七、五三三
中中田	十二、六	一二、三五二七	一五五、七二三	下畠	六、四	五、七八二一	三七、〇三七
中下田	十一、六	一一、五六一八	一三四、一六六	下中畠	五、七	三、七二一八	二一、二三八
下上田	十、七	一三、六一〇〇	一四五、六二七	下下畠	四、九	四、六〇一五	二二、五六四
下田	九、六	一七、一八二四	一六五、〇〇五	見付上畠	四、一	四、五一二四	一八、五二四

下中田	八、六	一九、六八三〇	一六九、二五七	見付中畠	三、三	三、九七〇〇	一三、一〇一
下下田	七、七	二三、九六一五	一八四、五三一	見付下畠	二、五	一〇、七二二七	二六、八二二
見付上田	六、六	一二、二六二四	八〇、九六九	屋敷	斗代	畝数	分米
見付中田	五、六	七、九四一二	四四、四八六		十八、五	二、六〇一五	四八、九三三
見付下田	四、六	一〇、六四三〇	四八、九四九				

広島県史所載の村高

年代 / 村	元和五年知行帖	正徳頃郡村高帖甲	元文頃同乙	明和年間学已集	文化～文政芸藩通誌	明治五年
熊野村	二七〇四石〇五〇	二五五八石六五〇	同	同	二五二町六〇〇三 同	同
川角村	—	一六一三〇〇	同	同	一五、六二二四 同（堀田浅野領）	同
平谷村	—	八三、九〇一	同	同	九、五〇一二 同	同

福島検地が厳格であつたことは前に述べたが、一般に検地によつて決められた村高は、高ありて地なしのたとえのように、村に課せられる可能にして最大限のものであつたと思われる。こゝに村高不易の原則があり、為政者の農民に対する態度があつたと思われる。事実表によつてもわかるように熊野、川角、平谷の村高は正徳以後、実は以前（川角は正保に地詰）から変らないのである。この原因は海岸地方にある矢野村等とは違つて新田が開発せられなかつたのにもよるが、村高不易の原則が大きく影響しているのである。なお平谷村の検地に関する史料は現在発見していない。

なお山林は直接村高と関係してはいないが、村の生活に忘れてはならない。この時代の山は御建山（藩有

林）御留山（藩管理の山）野山（村有林）腰林（私有林）に分れていた。享保度御山帖写し（註4）によると熊野村の山は

御札壱枚片平山東北向

一、御建山壱ヶ所　立七町　横弐拾弐町　とう所山

松　長凡九尺以下　廻り　弐尺以下　境内峯水走り限後平ハ奥海田村中野村ゟ

但里程御山所ゟ同郡矢野村海端迄弐里半

但御山中ニ二尺五寸四方不動堂御座候

片平山南向

一、御留山壱ヶ所　立五町　横六町　嵩山

松　凡弐間以下　廻　弐尺五寸以下　境峯水走り後ロ平ハ奥海田村ゟ

但里程御山所ゟ同郡矢野村海端まで弐里

片平山南向

一、同壱ヶ所　立七町　横十二町　初神山

松　長凡九尺以下　廻り　弐尺以下　境当村之内野山限り

種松三本長サ凡ソ四間以下廻り八尺以下

但里程御山所ゟ同郡矢野村海端まで弐里半

片平山北南向

一、同壱ヶ所　立四町　横六町　さやの河内山

松苗御座候境峯水走り限り東ハ賀茂郡津江村

但里程御山所ゟ同郡矢野村海端迄弐里三拾町

片平山南西向

一、同壱ヶ所　立三町　横七町　大峠山

松苗御座候境峯水走り限り東賀茂郡津江村

但里程御山所ゟ同郡矢野村海端弐里三拾町

平地山南向

一、同壱ヶ所　立三町　横十町五十間　石仏山

松　長凡四間以下　廻り　四尺以下

但里程御山所ゟ同郡矢野村海端迄壱里半

片平山西向

一、同壱ヶ所　立弐町　横三町　との木大桜山

松苗御座候境南ハ苗代村大桜谷限り北ハ当村野山境

但里程ハ御山所ゟ同郡矢野村海端迄弐里

平地山東南向

一、宮山壱ヶ所　立壱町　横弐町　八幡山

松　長凡三間以下　廻り三尺五寸以下

杉　弐本長凡五間以下　廻り八尺以下

樫　拾八本長凡三間以下　廻り六尺以下

雑木　長凡三間以下　廻り四尺以下

但里程御山所ゟ同郡矢野村海端迄壱里弐拾三町

平地山西向

一、宮山壱ヶ所　新宮明神山

松　杉壱本長凡六間　廻り六尺五寸以下

雑木　廻り三尺以下

八幡社　此の三社御山之内ニ御座候

但熊野権現社　諏訪神社　不残境内ニテ御座候

以土御建山（一）御留山（六）宮山（二）であるが、野山は表のように十八ケ所あり、小松柴草山で村中入込であつた。腰林は三百四十ケ所、山数合計三百六十七ケ所。樹木は松が主で直径四、五寸程度が普通であつた。このように貧弱な山林は最近まで続くわけであるがこの意味に於て明治三十年頃の二反歩の制度は本町山林政策上、極めて重要な位置を占めるものである。すなわち山林の荒廃は一に乱伐の故であつた。ちなみに嘉永年間の村内御帖付の木は樫七本と杉一本であつた。（註5）

野山の名称

野山								
山	立	横	山	立	横
ひのき□たけ山	五町	一八町	亀割山	七町	一五町
熊掛山	五	五	はくい原山	一〇	一七
杉□とう山	二	三	もち木平山	四	一〇
三谷山	四	一〇	とゝの木山	三	二二
広谷山	八	二〇	洞岩山	二	六
かい上山	五	一五	池迫山	三	二〇
大畑山	三	一五	井ノ上山	一	三
深原郡山	六	一三	大原山	五	五
ときの城山	五	一五	石たけ山	三	五

次は貢租であるが、普通これは年貢と称せられ物納を原則とした。年貢は大別して本斗物成と小物成、諸運上、夫役等とした。

本斗物成は村高に課せられ、村高に土免を乗じて得た積が物成（ものなり）と呼び慣らされているが、これに税額の百分の二にあたる口米（くちまい）が付加されていた。免とは高に対して物成をとる税率を指すが、土免は御定法記の「免の義前年

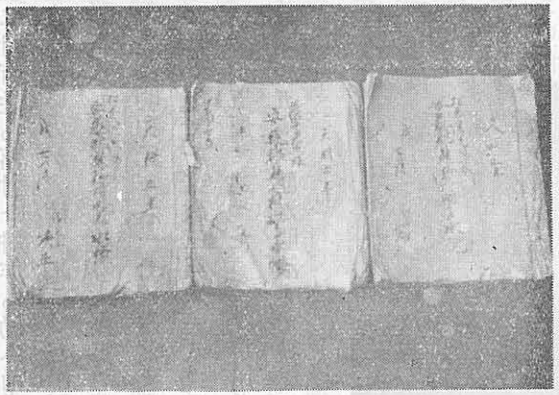

安芸郡熊野村畝高水帖

松岡定登（文政三年）薄田十郎右衛門（天明六年）
松岡八左衛門（天保九年）（菅田輝二氏蔵）

給庄屋の伝えた水帖で、内容は小谷、等級、畝数、分米、耕作人名を記し、給庄屋はこれにもとづいて年貢を計算した。奥地区の碓井氏には、今北政之助分（文化十五年）の「百姓人別畝高水帖」が保存されている。

の作柄善悪に寄り上げ下げ有之、土免にて春の内相極め候に付百姓も落付き耕作も励み申候」によつてその趣旨は窺える。しかし、村高は勿論、この免も天明頃から変らないのが実情である。だが、春の見込が秋にくずれることもあろうし、こゝに、秋免の設定があつたが、これも享保十七年の大虫害の時以外は見出せないのである。熊野村の免は明和元年（一七六四）天明八年（一七八八）には四つ六歩であつたが（註6）文政三年（一八二〇）から天保五年（一八三四）には四つ六歩五厘であつた（註7）川角村のは表のようであり（註8）寛政以後弐つ五歩弐厘が明治まで続いている。（註9）しかしこの免は村によつて相違がある（註10）このようにして免が決定すれば次のような免割状が年々代官から下された。

免	年代
壱つ 九歩	天和三年（一六八三）
弐つ 四歩	享保七年（一七二二）
弐つ 五歩五厘	寛延三年（一七五〇）
弐つ 五歩	宝暦九年（一七五九）
弐つ 七歩	同一〇年（一七六〇）
弐つ 五歩弐厘	寛政三年（一七九一）

覚　　安芸郡

一、高八拾五石九斗四升弐合　明知方　熊野村
高ニ付四つ六歩五厘
物成三拾九石九斗六升三合
去土免ニ同
口米七斗九升九合
二口合四拾石七斗六升弐合

一、高百七拾九石弐斗四升三合　当分明知　同村
高ニ付四つ六分五厘
物成八拾三石三斗四升八合
去土免ニ同
口米壱石六斗六升七合
二口合八拾五石壱升五合
米合百弐拾五石七斗七升七合
右当土免如斯相究者也
天保四年己（一八三三）五月

吉田　矢柄印
佐々惣太夫印
庄屋　千　兵　衛
同　市郎左衛門
組　頭　共
長　百　姓

免割状 天保四年（佐々木高博氏蔵）

この免割状は熊野村全体にわたつてはいない。内容は明知方と当分明知に分れており、高は255石1斗8升5合で残りの2000石余りは給知方であることを示している。免は4割6分5厘、文政3年から天保5年までの15年間のものが残されている。

川角村も同様であつた。（註11）なお平谷村の村高は八拾三石九斗一合であるが土免が明らかでない。こゝに明知方というのは租米が御蔵入する所であり、熊野村は高弐千五百五拾八石六斗五升であるから右の残余は浅野氏の家臣の知行地すなわち給知方であつた。この給地は時代により移動がある。（註12）川角村は家老給地で堀田浅野に納められたが、こんなことから川角の人々は一つのプライドを持つていたらしい。

土免の告知があつた後、八月から九月にかけて早稲と中晩田の二つに分けて作柄を調査し有米目録（註13）を代官に提出している。これが下見帖である。この有米目録を見ると早稲と中晩田の収穫量に疑義が生じるが、これは何か租米徴収上の技術的作為が加わつているのではないかと思われる（註14）また下見帖を実地に審査するのに代官が入村して坪刈を行い実収量を調査した。これを升突（ますつき）と言うが、この際の有米がその年の生産量であり、同時に収納日限も指示されたわけである。こゝに見取米というのがあるが、これはまだ高を盛らない新開の租米であり、熊野村の新田開発については残された僅かの史料について、その一般を察するに過ぎない。（註15）ともかくこうして租米は収納せられることになるが、文化四年（一八〇七）の御免割下札人別納指引帖（川角村）（註16）によれば年貢四拾弐石四斗六升一合（含御種米利息弐割代壱石）を、九月廿日拾八石（六拾俵）霜月六日拾七石四斗（五拾八俵）極月十日三石三斗（拾壱俵）と九斗（餅米三俵）外に弐石六斗八合（代弐百匁、石ニ付七拾七匁）合計四拾弐石弐斗八合、外に弐斗六升三合、皆済となつている。年貢は物納を原則としたが、一部銀納も許されていたわけである（註17）またこの時代の一俵は三斗

入りで込米は地域の実情で異るが、熊野村の宝暦十年（一七六〇）の俵付（込米）は一石につき一升であつた。（註18）

川角村の夏上り諸役米銀一歩米村入用共割帳、秋上り諸役銀幷銀村入役共割帳（註19）を見ると年代によつて少しく異同はあるが、いろいろな雑税が記録せられている。すなわち七厘米、一歩米、小物成銀、山銀、竹代銀等であるが、これらは毎年六月と九月の二期に分けて徴収された。一歩米は福島の時に千石夫といわれ、高千石につき小人一人御台所入用の薪炭や馬の草藁糠等を徴していたが、元和八年（一六二二）から高千石につき米十石を徴するようになつたから一歩米の名があると言われる。一般に享保三年（一七一八）以来六月に半額を銀納〔文化八年（一八一一）八斗六合一勺代五十八匁三厘、石に付七十二匁、文化九年（一八一二）は石に付六十五匁、文政元年（一八一八）は同じく六十八匁〕し、半額は物成米とともに米納することに改められたようだ。七厘米は陸役村の賦課で浦役村の一厘米に対する称呼である。年により税率が異つたが、九厘以上の賦課を見ないのでこの名があるという。享保三年以後高について地方は七厘、浦辺は一厘になつた。浦辺が低率なのは浦辺には水主役があるからである。厘米は西国往来天下送り扶持切米、川々渡守給米、道路や橋の修理、普請、御代官所手代の廻村荷物夫、駕籠夫、馬賃等に使用された。毎年六月銀納せられ川角村の文化九年（一八一二）の七厘米は一石一斗九升三勺で七十七匁五分四厘五毛であつた。小物成銀は前に上げた夏上り、秋上りの帳では七厘米、竹代銀等と相対して使用せられており、限界に疑義がないでもないが、広島藩諸覚帖の「福島左衛門大夫殿時代より相続、綿、漆等請山役、鉄砲役、栗、蜜柑、萬肴代銀、浦役、海役等之運上ヲ約メ、是ヲ小物成ト称毎年上納、右之外薪炭類、塗物、牛馬札、廉雑子鴨鳩札幷鉄砲札等之運上ヲ諸札役ト称、毎年上納云々」によつてその概要は知ることができる。なお山銀は野山と腰林が対象であり、立木、下草、産物等を考慮して課税せられ川角村は年々十匁であつた。竹代銀は請代銀とも竹運上とも言われるようである。元来竹は軍需資材で特別の統制が見られ、三年に一度ずつ村に役人

を派遣して現物を徴していたが、寛永五年（一六二八）からこれを改めて銀に見積り、毎年その三分の一を上納するようになつた。このように竹は重要であつたので、各村に御建（留）山があるが、川角村には火の原に御建籔があり「竪四拾間、横弐拾間、但シ小がら竹、土地悪ク」とある（註20）川角村の竹代銀は十六匁であつた。隣村の押込村の寛政三年（一七九一）の差出帳（註21）によると、小物成諸運上は銀百六十二匁六分六厘で、その中に竹代銀（二匁六分六厘）割木人札八枚（十五匁）雑子鉄砲札一枚（五匁）下左官一人運上銀（十二匁）下木挽弐人運上銀（十九匁二分）定小物成銀（百八匁八分）等の名がある。このように小物成運上にはいろいろあつたが、要はいわゆる浮所務や浮儲を対象とした村受のものと大工や木挽等に対する面取立のものがあつた。川角村の小物成の合計は文化十二年（一八二九）には銀六十六匁五歩でこれ以後長く変つていない。

次に夫役であるが、夫役は人夫役の意味で田租、雑税とともに民衆の負担した三大給付の一つである。助郷役等もその一つで、諸普請夫、小遣夫、役人足子夫等がその主な内容となつており、文化十二年川角村の書出帖（註22）によれば「足子引高ニ付夫米四斗弐升弐合八勺、夫割辻五百五十八人五歩但シ壱人ニ付一升二合」とある。役人足子夫は村役人が村内に起る諸事件の調査や調停等の為に村内に出張する夫（日当）であつたらしい。安政二年（一八五五）の熊野村の御寄合格式帳（註23）には小走給として三石五斗五升、送番給七石壱斗（内、本合三石八斗、新宮

熊野村溜池幷往来橋数書出し帖　寛政九年
（佐々木高博氏蔵）

熊野村の池がこくめいに記入されておりわれわれの祖先のひたむきな生活態度が偲ばれる。面積は縦、横で示し、樋（縦横）の長さを記し、朱で註記してある。大部分は出来年数不明とある。

三石三斗）とある。諸普請夫にもいろいろあるが、寛政九年（一七九七）の熊野村の溜池書出し帖（註24）によれば「樋取替之割郡夫被遣」とあるのが八、「樋取替之割釘鉸大工木挽扶持作料御銀渡」とあるのが十一ある。このような事例によつても夫役の一般は窺えるが、夫役の一つの特徴は臨時割の多いことである。郡割臨時入置（入置というのは村の免組の際にはまだ郡割の決算ができていないので、概算で費用を見込み郡の決算に備えた態の意）や洪水夫心当銀等によつてもそのことはわかる（註25）元治元年（一八六四）御陣中日記帖（註26）によれば十一月の長州征伐に当所夫方、矢野十五、船越十、温品四十　中野五十七、押込七、畑賀三十五、苗代七、熊野八十六、下瀬野三十三、焼山十七、府中五十九、奥海田五十五、平谷六、中山二十三、栃原四、上瀬野二十七、外に二、合計人足四百八十五人、夫頭二十八人、出役人三名で、その後少しく出入があつたようであるが、これは実際に人夫を徴集した例である。川角村にもこの例はある（註27）こうして夫役は代納せられたこともあるが、同時に実際に人夫を徴した例もあるのである。

こゝに村入役というものがあり、既に重複したものもあるが、これには米銀を徴する免割と今述べた夫役を徴する夫割がある。夫割これは平谷村の史料を基礎としたが熊野村の場合も大同小異であつた。（註28）

さびれた旧街道

新宮海上側より熊野跡村に抜けるこの旧道は当時相当の交通量に上つていた。行先数町のところに「下馬所」という小開地があるが勃郷の名残をとゞめている。

以上が貢租の大要であるが、こゝで当然問題となるのは、それならば当時の農民は一年にどれだけの収入には郡方と村方があつたわけである。免割は庄屋、組頭等の諸給米、筆紙墨灯油代・諸割諸相談に集合の際の昼食代、出飯米、寺社初穂等でその大要は表に示すとおりである。なお

項目	代	備考
庄屋給	二、四石	文化十二年頃より
組頭給	〇、八	天保十三年頃より
年行司給	〇、一六	文政五年頃より一斗 弘化元年より二斗
筆者給	〇、五	文化十二年頃より
米升給	〇、二五	〃
御藪所番 御屋敷番 御山様番給	〇、六五	文化十二年頃
八幡山番給	〇、一七	文化十二年頃。文政五年頃より山番給二人として一斗一升
同鍵預り給	〇、〇六	
社倉十人組頭給	〇、六	天保十三年頃より
庄屋出飯米	〇、四	〃
御免割入用筆取給	〇、一七	文政五年頃より
筆者用昼食代	〇、〇七	〃
御免割ニ付長百姓二人飯米	〇、〇二	〃
庄屋許に罷出御飯米	〇、四	文化十二年頃より

項目	代	備考
広島宿賃	〇、三五石	文化十二年頃、文政五年頃より二斗五升
七社初穂	〇、〇七	文政五年頃より

備考

一、本表は川角村の文化十二年国郡志御編集ニ付諸地書出帖、文政四年以降の郡方御割賦銀並ニ村入役共割帖、同五年以降の諸出米所払過未進夫方差引帖によつて作製した。

二、備考欄の年代も右にしたがつた。

三、庄屋給や組頭給は宝永元年七月の定にきめられているが各村一様でなかつた。

四、年行司給は宝永元年の定めには禁じていたが、宝暦十年の覚には若干の骨折料を認めている。

五、筆取給も宝永元年の定に米弐石、筆取一人分但し百石より四百石迄等とあるが、実情は村によつて違つていたらしい。

六、小走り給　山守給、樋守給、藏番給、状持給、紙筆墨灯油代、庄屋の出飯米等もそれぞれそも規定があつた。

があり、どれだけの税金を払い、どのような生活をしたかということである。農民の生活については次に述べるところであるが、当時の課税は五公五民とか、六公四民とかいうことばがあるように、相当重いものであつたということは一般の通説である。これも川角村に例をとると次の表のようである。

免	課税	内訳
〇、四三六	四二、三七九二石	毛付高ニ付助成、村高一六一石三斗（一五町六反二畝二四歩）免二つ五歩二厘、但し実際の毛付高九七石二斗（九町四反八畝一七歩）課税額は毛付高の四割三分六厘に口米一〇〇分の二、及び種米利息一石。文化四年には四二石四斗六升一合取立
〇、〇三八五	三、七四二二	夏秋両度壱歩厘米諸役米秋取
〇、〇〇四三五	〇、四二二八二	足子引高ニ付夫米
〇、〇五二七	五、一二二四四	諸給分（庄屋給、筆取給、米升給、御藪所番給、御屋敷様御山番給、八幡山番給、同鍵預り給、広島宿賃、庄屋事之御用ニ付罷出候節出飯米、御種米オキ年行司給米）実際の取立は五石一斗二升七合
〇、一二六五	一二、二九五八	六月九日極月御割賦銀幷村入役銀共
〇、〇六九	六、七〇六八	夫割辻五百五拾八人五歩、但シ一人ニ付一升二合
〆〇、七二七〇五	七〇、六六九二六	

本表は文化十二年（一八一五）国郡志御編集ニ付諸地書出帖（川角村）により作製したが、銀納のものもあるが、便宜上、米穀を以て全部計上した。

これによると川角の村高は百六十一石三斗であるが、実際の耕作面積は荒地等六町一反四畝七歩を除いた九町四反八畝十七歩で、その高は九十七石二斗であつた。それに対する課税額は七十石（村高に対し四三・八％実収に対し七二・七％）で、農家に残される米は約二十七石である。この年の川角村の人口は前記の書出帖によると百七十一人（内男八九、女八二）であるから一人の保有米は約一斗六升となる。またこれを家割にすると百姓家三十五軒（百姓三二、浮過四、残り家族）で、一軒当り七斗七升となる。これが五人家族の保有米である。しぼれば

国郡志御編集ニ付諸地書出帖

（川角村）文化十二年（須山義夫氏蔵）

芸藩通志の原稿として各村から提出したものである。当時の村内事情が一見してわかる。たゞし熊野、平谷両村のものは現在発見していない。

しぼる程出ると言われた百姓ではあつても、あまりに高率な課税額ではある。秘語独断の「総て郡村の常言に、百姓は麦作が第一なりといふ、畢竟米は作りても皆々年貢に出すといはん為なり」はくしくもその突破口の方向を示すものであろう。事実百姓は質素倹約と麦や雑穀等の生産に努力しなければならなかつた。しかし、問題はそれで解決される筈のものではなかつた。げに百姓はこうも悲しいものであろうか。

このように重い課税は当然、農民の生活を悲劇的なものにし、一たん飢饉ともなれば、その惨状は実に目を蔽わしめるものがあつたが、藩府としてもそれなりの苦心と対策はあつた。すなわち第一は年貢上納についての褒賞で佐々木氏の永代日記に次のような記録がある。

安政六未（一八五九）三月十六日海田市にて石河金爾様ゟ被仰付
一鳥目七貫百五拾弐文　熊野村百姓共
右者近年御年貢米上納方相励去ル酉年俵形繩モシロ改法申付候處志宜ク仕立方念入ニ付為御褒賞被下之
右ニ付百姓惣代　長百姓　源次郎
年行司　彌三兵衛
右両人罷出
其配当方去ル辰年納米入別江壱俵ニ付壱分づゝ下作人ニ而も米口江遣し入役米ニ当り候分者小帖償ひニして渡し云々
一銀拾六貫八百目　三貫目　苗代村
五ヶ村旱損ニ付貸付利足年五朱来ル寅年ゟ五ヶ年賦返納　壱貫弐百目　栃原村
八貫五百目　熊野村　弐貫七百目　焼山村

第二は旱損、水損に対する貸付銀米であるが、同じく永代日記に次のようなのがある。

壱貫四百目　押込村
以上
熊谷文之進
丑（嘉永六年）（一八五三）十二月九日
野田七郎右衛門
熊野村庄屋　市郎左衛門

第三は種米等の貸付けである。この種米は高百石につき三石の割当で、利息は二割であつた。この制度は毎年繰返されており、結果としては農民の為というよりも、寧ろ藩財源をうるおしたのである。農民保護の実態は実はこんなものであつた。要はその個々の政策よりも封建体制そのものが問われなければならないのである。

註1　慶長六年熊野村検地帖三冊（石田正毅氏藏）
この記録は極めて重要なもので、われわれの史料として十分活用したかつたのであるが、残念なことには松岡久人氏によつて借り出されていたためついに参照することができなかつた。

註2　正保三年（一六四六）九月廿七日、安南郡河角村地詰之帖（須山義夫氏藏）

田数合六町壱反弐畝廿壱歩
分米七拾三石弐斗六升六合五勺
有米合六拾三石六斗壱升
物成
外ニ壱反五畝廿三歩壱石五斗五升七勺　当ひらき
定田
田数合五反三畝拾五歩
分米五石四斗五合
物成九斗五升
畠畝数合壱町弐反六畝壱歩
分米七石壱升七合六勺
屋敷合壱反弐拾壱歩
分米壱石六斗五合
田数合六反九畝廿弐歩
分米八石六斗五升四合三勺　御手作
田畠屋敷定田当開御手作
合八町八反八畝拾三歩　け付分
分米合九拾七石四斗五升四合壱勺
残六拾三石八斗四升六合　荒せなし　あかり高共（註）
右之通ニ地詰をさせ帖を作り渡候間古荒之内少つゝもひらかせ候やうニせいを出し可申候以上

苗代村庄屋　金　藏
栃原村庄屋　才　兵　衛
焼山村庄屋　来　助
押込村庄屋　源　兵　衛
右五ヶ村　与頭共
組合割庄屋　野村孫兵衛

正保三年
九月廿七日
辻　長左衛門　印
河村八右衛門　印

備考　元来村高は毛付高（現在作付している耕地の高）とかづき高（荒所となつて失われた高で、村高不易の為に税をかつぐ）に区分せられるのが実情であつたが、この毛付高とかづき高の計数が村高と一致しない場合、すなわちその土地がいつ失われたか、また所在も判然としない時、これを古荒や上り高としたのである。（広島藩農村考）

註3　富田氏藏、奥書に
右御地こ婦里御願申上候処村槩御免許被為仰付候ニ付当春村中屋敷地田畠高之甲乙土地之広狭等相改申候処小百姓迄何之申分無御座同心仕候ニ付本帖相改差上申候　以上
延享三年丙寅（一七四六）四月
庄　屋　新左衛門　印
同　孫右衛門　印
組　頭　作十郎　印
同　忠兵衛　印
同　利右衛門　印
同　幸　八　印
同　幸右衛門　印
長百姓　金兵衛　印
同　吉右衛門　印
同　彦右衛門　印
同　源兵衛　印
同　彌四郎　印
同　藤三郎　印
同　惣左衛門　印
後藤金次右衛門様
小出宇平太様

西川文右衛門様
右帖面之通り聞届候処如件
延享三丙寅四月
後藤金次右衛門印
小出宇平太印
庄屋　新左衛門
同　孫右衛門
与頭共

註4　獅山神社藏　末尾に
山数合三百六十七ヶ所
内、壱ヶ所御建山、六ヶ所御留山、壱ヶ所八幡山、壱ヶ所新宮山、拾八ヶ所野山、三百四十ヶ所腰林山
右之通り相改申候処如斯ニ御座候　以上
享保拾壱年二月
庄屋新左衛門組頭作右衛門同孫右衛門下山番貞兵衛同庄兵衛同孫七同彌三郎同忠右衛門同又七長百姓加右衛門同兵右衛門
（以上列記）
御山方
右帖面之通相改致候処少モ相違無御座候　以上
享保十二年（一七二七）末五月
庄屋　新左衛門
組頭　作右衛門
同　平三郎
今村八郎右衛門様
親見　平八様
龍神甚右衛門様

註5　永代日記（佐々木高博氏藏）

村内御帖付之木

一、正林、樫壱本（長弐間、廻四尺　くれじ神木

一、片山、樫壱本（長弐間、廻弐尺　くれじ持主十兵衛

一、かけ広、樫壱本（長弐間、廻三尺六寸　太郎右衛門

一、出さき、樫壱本（長弐間、廻弐尺弐寸　初神六兵衛

一、与三代、樫壱本（長弐間、廻三尺壱寸　薬師森

一、　杉壱本（長弐丈壱尺、廻壱丈　八幡山

一、六反田、樫壱本（長弐間、廻弐尺三寸　初神十兵衛

註6　同年御年貢勘定目録（冨田氏藏）

註7　各年免割状（佐々木高博氏藏）

註8　国郡志御編集ニ付諸地書出帖（須山義夫氏藏）

註9　文化二年から文久三年までの御免下札人別納帖及び明治二年の免割状（織田信氏藏）

註10　文政二年卯（一八一九）正月郡方諸御用跡扣割庄屋中野村清左衛門（広島市史編纂室）

来春給知高御割替之御含ニ付別紙帖面之通給知高并槩免高相約メ候間為見合下ケ遣候条万一差閊之廉モ候ハヽ早々可申出尤小内分リ之儀者来春ニ至リ可申遣者也

卯三月　　安芸郡御役所

村名		高	免	給知高	明知高
中野		一七一〇、〇五石	一五つ一歩八厘	一六四〇、〇七三石	六九、三三九石
熊野		二五五八、六五	四、六五	二二七〇、六二三	二八八、〇二七
苗代		二一二、四六九	七、一一	全	
焼山		五二七、〇五	六、〇一	四三三、六六八	九三、三八二
宮原		四五〇、〇〇	五、一五	二九〇、〇〇〇	一六一、〇〇〇
吉浦		五九一、二八四	四、二六	五九〇、〇〇〇	一、二八四
押込		二一九、五九八	三、四二	八四、九〇九	三四、六八九
奥海田		一六三九、四四三	五、六九	一四九八、四四八	一四〇、九九五
畑賀		九九二、二三一	五、〇八	九一九、四〇〇	七二、八三一

註11　免割状（織田信氏藏）

一、高百六拾壱石三斗

高ニ付弐つ五歩弐厘

物成四拾石六斗四升八合

去　免　同

口米八斗壱升三合

二口合四拾壱石四斗六升壱合

右当土免相究者也

慶応二寅年

三月朔日

天野犀右衛門

庄屋　四郎右衛門

与　頭

百姓共

註12　天保九戌（一八三八）春御給地御組替ヘニ付高并御給主様御名前（佐々木高博氏藏永代日記）

区分	給主	高	給庄屋	区分	給主	高	給庄屋
居リ	松宮養太郎	五六、七九〇石	助左衛門	居リ	米村嘉門	四九、七三一石	幸次郎
〃	堀田保右衛門	六二、四六九〇	岩助	〃	竹中伝三郎	五七、〇〇〇	元七
〃	小沢孫太郎	六二、四六九	元七	新	織野十助	五五、六〇〇	太左衛門
〃	鈴木内司	六二、四六九	与平	居リ	石井貞次郎	五七、二〇〇	幸次郎
新	三好与一郎	四三、二〇〇	貞右衛門	〃	横山仙太夫	五六、五五二	卯右衛門
〃	津村宗左衛門	四五、〇〇〇	半兵衛	〃	平田織高	六二、一四八	九郎右衛門
〃	駒井半藏	四五、〇〇〇	〇庄右衛門	新	藤井太門太	四八、八六八	〇冨田
〃	特野鼎	四五、〇〇〇	〇德右衛門	〃	奥田織衛	六七、四九七	泰三郎
居リ	薬師寺与一	四五、〇〇〇	孫右衛門	居リ	是善太夫	五三、四〇〇	与兵衛
〃	寺川藤之進	四五、一六〇	源左衛門	新	山下十右衛門	八一、六〇〇	〇周平
〃	沢田万次郎	四二、八〇〇	十郎兵衛	〃	竹越恰	五〇、六〇〇	清之助
〃	小出久之丞	四三、〇〇〇	孫太郎	〃	御牧助九郎	六九、八〇〇	十郎兵衛
〃	石津平藏	四七、〇〇〇	勘兵衛	〃	井伊郡賀夫	六九、八〇〇	源兵衛
〃	新保彦兵衛	四七、七〇九	吉右衛門	居リ	一柳監物	五一、六〇〇	嘉平次
〃	三上勘六	五〇、〇〇〇	健太郎	〃	田上諸人	七七、六〇〇	権十郎
〃	野崎七郎右衛門	五〇、〇〇〇	庄次郎	〃	武田毎登	七〇、六〇〇	幾右衛門
〃	永田六藏	四五、四〇〇	伴右衛門	新	進藤豊三郎	五五、六〇〇	次右衛門
〃	松村孟	五五、〇〇〇	伝左衛門	居リ	周親勇衛	七〇、六〇〇	与頭勘三郎
〃	木本清助	五三、〇〇〇	貞右衛門	〃	村越三十郎	八五、六〇〇	要助
〃	宮田織人	四四、六〇〇	順兵衛	新	辻五郎太夫	九三、四〇〇	勘三郎
〃	松田馬之助	四五、六〇〇	貞次	居リ	木村丹波	一一五、六〇〇	孫四郎
〃	松岡八左衛門	五二、〇〇〇	次平				

給知〆二四八八、四三二

御明知方　七〇、二一八

惣高　二五五八、六五〇

備考

一、給庄屋の欄に〇印のあるものは給庄屋でないもの

但し同の字を忘れたものもあるか

二、もちろんこれは図表化したものである。

註13　安芸郡熊野村早稲幷中晩田毛上有米目録（佐々木高博氏藏）

高弐千五百五拾八石六斗五升　熊野村

一、畝弐百五拾弐町六反三歩

内

弐百弐拾四町五反七畝廿一歩　御給知方

残弐拾八町弐畝拾弐歩　御明知方

去年ニ壱町七反三畝六歩増

（弐反五畝拾弐歩　屋敷

五町四反壱畝拾弐歩　畠

弐拾弐町三反五畝拾八歩　田方

一、三町六反八畝三歩　早稲

一、拾町七反九畝廿四歩　中田

一、七町八反七畝廿一歩　晩田

畝数合弐拾弐町三反五畝拾八歩

内

三町六反八畝三歩　早稲

有米八拾三石弐斗壱合

下見概壱歩　籾壱升九合〇三才五毛相払

去年ニ□三才四毛四弗弐午増

此上リ米拾壱石弐斗六升七合

但シ下見ニ壱割三歩五厘五毛三弗上リ

二口合九拾四石弐斗八升八合

槩シ壱歩籾壱升七合七才六毛四弗

去ニ□四才六毛四弗弐午増

米七拾五石四斗三升　八歩米

一、拾町七反九畝廿四歩　中田

一、七町八反七畝廿一歩　晩田

畝〆拾八町六反七畝拾五歩

有米〆百弐拾九石六升六合

下見槩壱歩籾四合六勺七毛四弗　出来増

外ニ七勺弐才弐毛

此上リ米八拾四石五斗三升三合

但下見ニ五割上リ

二口合九拾三石五斗九升八合

下ヶ槩壱歩籾六合九勺壱才壱毛壱弗

去ニ八勺八才八毛五弗　出来増

一、定物成百三拾九石弐斗壱升壱合

内

七拾五石三斗　早稲　先納

拾八石六斗　九月廿三日

弐拾三石壱斗　同　廿八日

畝数合拾八町六反七畝拾五歩

内（図表にする）註、一歩穂は一坪の籾の收量、五分挽米にして半量

畝　数	一歩穂	高
反・	升	石
3.0.24	1.5	6.9300
3 3.21	1.4	7.0770
3.6.18	1.3	7.1175
3 8.18	1.2	6.9480
4.3.22	1.1	7 2150
3.6.12	1.0	5.4600
5.0.30	0 9	6.7635
4.0.18	0 8	4.8480
3.1.18	0.7	3 3180
3 3.24	0.6	3.0420
3.3.12	0.5	2.5050
14.7.18	0.4	8.8560
131.0.27	0.3	58.9905

拾八石三斗　十月九日

三石九斗壱升壱合　同十四日限

右中晩田御升□を以御有躰仰付――御納割御日限之通無相違御藏払江御切手差上可申候為其有米目録奉差上候　以上

九月（天保八年？）　庄屋　兩人

与頭　三人

寺西直人様

吉岡一兵衛様

註14　広島藩農村考

註15　明和三年戌（一七六六）八月見取入別帖（佐々木高博氏藏）

組	畝	筆数	見取米	耕作人数
太三右衛門組	一反、九、二六	二五（内畠　一）	三斗、二、二	一一
九右衛門組	二、七、一一	二八（内畠一二）	三、四、五	二六

註16　織田信氏藏

註17　矢野町史

米代上納の場合は広島町米相場の値段が知られ、註享保二年（一七一七）までは相場の三匁高で藩の銀藏に納められた。安芸、賀茂、高田三郡は米相場値段を通知されてから四日以内に銀上納を規定されていた。

註、郡方諸御用跡扣　中野村野間家藏

覚

一、米石ニ付九拾六匁

右従今日相場ニ条村々不洩相触可申者也

（寛政四）

子九月廿一日

割庄屋五人へ

アキ郡御役所（以上）

なお

上り銀についての川角村の記録、御触書御用状控川角村用所（織田信氏藏）によると米相場の最近のものは次のようである。（一石につき）

〔一八六二〕文久二、八、一	〃八、一二	〃九月	〃一一、一二	文久三、四月
銀一四二匁	〃一三六	〃一四〇	〃一五四	〃一四二
文久三、一〇月	〃一一、一二	〃一二、一一	〔一八六五〕慶応元一〇、二	〃一一、一二
銀一五八	〃一七一	〃一六〇	〃三二六	〃三〇二

宝暦十年辰（一七六〇）六月給庄屋宛、欠落資料（冨田氏藏）

一、納米此方ニ而直し不申様ニ念入差出可申候尤銀納ニ仕度者は前方ニ可申出候霜月十五日迄は町相場ニ弐匁上ケニ而可相納候霜月十六日ゟハ上納相場之通可申付候　云々

註18　前項の欠落資料

一、年貢米三斗入壱俵ニ付入実弐升之積リニ而可差出支

附たり俵付定法之通壱石ニ付壱升相極候事

一、升者御作事所ゟ相渡候京板升とかけは中とかけに而居升向引きニいたし斗せ候事

備考

一、広島藩農村考によれば公然と取立てた込米は一石につき六升で斗切（はかりきり）三斗一升八合（これを小升または切升という）を一俵とし、その上になお込米を要したのである。この込米が右の俵付である。（こうした込米のある三斗を藏升という）

二、豊臣秀吉は国内統一の結果、京升（京判）を経四寸九分、深さ二

寸七分で定めた。近世には関東に江戸升、関西に京升が用いられたが、一六六九（寛文九年）江戸升の分量を京升と等しくした。こゝにほゞ全国的に統一した桝を用いるようになつた。（日本歴史辞典）

註19　織田信氏藏

註20　文化十二年（一八二九）国郡志御編集ニ付諸地書出帖（須山義夫氏藏）

註21　吳市押込町梶山佐於利氏藏

註22　註20に同じ

註23　佐々木高博氏藏

註24　寛政九年己（一七九七）八月安芸郡熊野村溜池并往来橋数書出し帖（佐々木高博氏藏）

小迫（池）	立	横	小迫（池）	立	横	小迫（池）	立	横	小迫（池）	立	横
末起ヶ迫	八、五	四、〇	上松	一四、五	三、五	時かす	八、〇	四、〇	道条	八、〇	六、〇
〃	八、五	八、〇	◎○重清	一七、〇	一二、〇	はな立	一〇、〇	八、〇	〃	七、〇	六、〇
△○西本	二四、〇	七、〇	かいじよう	一〇、〇	七、〇	さやの河内	八、〇	五、〇	○池内	二八、〇	二五、〇
○本迫（矢野地池）	四七、〇	八、〇	山の奥	九、〇	七、〇	〃	一一、〇	七、〇	○花木	六、〇	五、〇
○本迫	三四、〇	一二、〇	かきの内	六、〇	五、〇	件か原	一五、〇	九、〇	○城ほらみむら	五、五	五、〇
△○西ノ垣内	二〇、五		〃	一五、〇	一〇、〇	〃	七、〇	六、〇	○十方木	二四、〇	一五、〇
○〃	二〇、五	一〇、〇	○かいじよう	二五、〇	一三、〇	山崎	七、〇	五、〇	○きつね	三〇、〇	二五、〇
○大羊	一一、〇	九、〇	ふに山	八、〇	五、〇	〃	六、〇	五、〇	○城ほり大池	三〇、〇	二〇、〇
○〃	一〇、〇	五、五	十林じ	八、〇	五、〇	○米山	二五、〇	二〇、〇	○かじや	二二、〇	一五、五
◎○坂西（面）	二八、〇	一二、〇	宮のくび	一二、〇	七、〇	○土井	二六、〇	一一、〇	○赤野	五、五	五、〇
○かい口原	二〇、〇	五、〇	〃	一二、〇	七、〇	しゆう内	一〇、〇	四、五	○石風呂	一一、〇	六、五
○五反田	三三、〇	六、〇	○三枚田	一二、〇	七、〇	○ぐひび	一四、〇	一二、〇	○小垣内	一一、〇	六、五
○孫代	二四、五	六、〇	きらゝ	一五、〇	一三、〇	○百田	一二、〇	一〇、〇	○鳶子	二五、〇	一四、五
○幸みつ	五四、〇	八〇、〇	時かす	一二、〇	六、〇	◎○五十免	二二、〇	一三、〇	○〃	九、〇	八、〇

小迫（池）	立	横	小迫（池）	立	横	小迫（池）	立	横	小迫（池）	立	横
○松田	二〇、〇	九、〇	△◎山井	四八、〇	一六、〇	○うわヶ迫	九、〇	八、〇	上明	一七、〇	一四、〇
○松田上	二三、〇	四、〇	〃上	三五、〇	一四、〇	○とうふう	八、〇	五、〇	◎○さわらた	二九、〇	二〇、〇
○道垣内	三四、〇	二六、〇	三入道	九、〇	七、〇	○うばヶ迫	九、〇	八、〇	○ふちん	八、五	一七、〇
△○地下じ	二一、五	二〇、〇	◎△梅迫	三〇、〇	二〇、〇	さと	一二、〇	九、〇	◎○にん口	一六、〇	一一、〇
○〃	一三、五	一〇、〇	○〃中	二八、〇	九、〇	○奥迫	一四、〇	六、〇	○入るん	六、〇	五、〇
○〃	一五、〇	一二、〇	○〃上	二七、〇	九、〇	○〃	七、〇	五、〇	○しゆうりん	一八、〇	一一、〇
○みそた	二五、〇	二〇、五	梅迫	一八、〇	七、五	○まんとう松	一三、〇	一一、〇	〃	七、〇	五、〇
◎○かこ池	三八、〇	一八、〇	○長迫	三三、〇	二〇、〇	◎○せうが	四二、〇	一九、〇	〃	六、〇	六、〇
○明神	一二、〇	八、〇	○〃上	一五、〇	九、〇	○〃	八、〇	三、〇	○萩原	四、〇	三、〇
ほえ垣内	一〇、〇	九、〇	〃	一五、〇	一四、〇	しん池	一七、〇	一五、〇	○法しやくし	二三、〇	六、〇
◎○〃	一五、〇	一四、〇	○つゝみ	二五、〇	二二、〇	○山田	八、〇	七、〇	○〃	一〇、〇	七、〇
○〃中池	六、〇	四、〇	△○東迫	一七、〇	一九、〇	○中垣内	九、〇	八、〇	○〃	一〇、〇	九、〇
坂西上	九、〇	八、〇	〃	二〇、〇	一八、〇	○〃	一〇、〇	九、〇	○かや原	九、〇	七、〇
○まかり田下	三五、〇	一二、〇	○かうけひせん	九、〇	九、〇	中垣内	九、〇	八、〇	○さかや	九、〇	六、五
○〃	二四、〇	一〇、〇	柳ヶ迫	二七、〇	一七、〇	○〃南	八、〇	七、〇	○河田迫田	一〇、〇	一五、〇
勝屋	一二、〇	六、〇	○ぐいび	一三、〇	一二、〇	○殿田	一七、〇	八、五	〃	八、〇	六、五
△◎坂西大池	七〇、〇	四〇、〇	○小迫	一三、〇	一二、〇	のん原	二〇、〇	一三、〇	○河田迫田	一〇、〇	一五、〇
○しんにう	三〇、〇	九、〇	○東ヶ迫	一七、五	一六、〇	金森	一九、〇	一六、〇	○口垣内	一三、〇	五、〇
○〃	二〇、〇	九、〇	○〃	五、五	五、〇	○水なし	二四、〇	一八、〇	○貞口ん	二四、〇	七、〇

小迫（池）	立	横	小迫（池）	立	横
○山きと	一八、○	一八、○	せら垣内	七、○	五、○
大ずへ	八、○	八、○	向田	八、○	八、○

以上一三六ヶ所
外ニ六ヶ所つぶれ代
寺下地池、ぐひび池、かた割池、藤ヶ迫池、東ヶ迫池、フリ原池

備考
一、本表には書出帖にある底樋長、横樋長は省略した。また橋関係も省いた。
二、○印は出来年数相知不申の分
三、△印は樋取替之割郡夫被遣樋材木ハ御山所ニテ被遣候節も御座候の分
四、◎印は樋取替之割釘鋏大工木挽扶持作料御銀渡の分
五、差出帖の該当する所に朱註のあるもの
○坂西大池（中溝大池）
此池天和三年亥（一六八三）二月郡夫ニテ出来仕釘鋏大工木挽扶持作料御銀渡リ、樋材木ハ御山所ニ而被遣来リ以内掘樋取替之節ハ郡夫夫飯米等被遣来リ候
○山井
此池出来年数相知不申候尤郡夫ニ而相調申筋申伝ヘ候其後正徳六年（一七一六）十月内掘郡夫被仰付樋取替之時分ハ釘鋏大工木挽扶持作料御銀渡リ樋材木ハ御山所ニ而被遣候
○東迫
此池明和八年卯年（一七七一）相成郡夫御免許夫飯米御貸被遣其後内ほり御割郡夫被下候

註
○本表によつては夫役の具体的数字はわからないが、派生的な意味もあるのであえて掲げた。
○夫割の具体的数字については弘化三年（一八四六）惣割算用目録（富田氏藏）には初神、新宮分として次の記録がある。

一石三斗五升　夫割引高
八月五日　弐人五歩　砂田土手損柵三荷
〃　三人　同所へ杭三荷
〃　壱人四歩　久保川へ志から弐度
〃十三日　三歩　槌損料
〃十九日　弐人七歩　初神新川土手往来損搾柵
九月廿二日　弐人　牛神土手杭弐荷
五月七日　八歩　川伐出夫
〃　弐人　久保川土手入用杭廿荷
二月廿七日　七歩　急用所へ小遣夫
三月廿三日　八歩　御番組様御入込かこ持運夫弐人出
〃　壱人　籾かし付道具損料
以下略

註25　広島藩農村考
また熊野村の例では
覚（榊山神社藏）
一、夫千人　但壱人ニ付米三升
内　五百人　当村損所仕戻シ村内之内手伝
　　五百人　大屋村川掘夫之内手伝
右者去ル辰年（安政三年）洪水ニ付当村并大屋村共云々
註26　佐々木高博氏藏
註27　御触書御用状扣帖、川角村用所（織田信氏藏）
覚

一、人足　拾人　川角村
一、かご　壱丁
右は井伊掃部様御下り明六日海田市御泊り広島越し継人足かご御入用御割付ニ而御座候間同夕七つ時（午后四時）迄ニ海田市へ御差出被仰成差出方御延引被成間敷候　以上
丑（慶応元年）十二月五日
割庄屋　元四郎
繁太郎

註28　安政二年卯正月十一日、初寄合格式帖熊野村（佐々木高博氏藏）
一、米　拾壱石　庄屋給
一、同　四石五斗　組頭給
一、同　六石六斗　筆者給
一、同　六斗　年行司給
一、同　六斗五升　用所入木代
一、同　八升　燈油内（本合新宮筆者元）
一、同　壱石壱斗　所藏下御年貢藏番給共
内（七斗五升　本右衛門、三斗五升　百平）
所々宿賃米
壱石弐斗　広島宿世良屋卯助
斗立三斗　同所ノ夫宿卯助
一、同　六斗　米入宿賃米
一、　旅人宿賃米
但シ六斗之処子年ゟ相渡申候
一、同　三石五斗五升　小走給
一、同　七石壱斗　送番給内（三石八斗　本合　三石三斗　新宮）
一、同　三石　御建御留山番給
御建堂所山、御留初神山、さやの河内山、大峠山、石仏山、八幡山野山番給
一、同　三石　新宮原
内　六升　四斗五升　初神庭
四斗三升　城之堀
三斗五升　中溝庭
三　斗　出来庭
三斗九升　呉地庭
五　升　萩原庭